

## 美幌町自治推進委員会条例（素案）について

◆美幌町自治基本条例第49条第6項の規定に基づいて、美幌町自治推進委員会の組織と運営に関して必要な事項を規定しようとするもの。

＜自治基本条例（素案）＞

(美幌町自治推進委員会)

第49条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。

3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。

(1) この条例に基づく制度、市民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項

4 推進委員会は、委員10人以内をもって組織します。

5 委員の任期は2年とし、2回まで再任することができます。

6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

### ○第2条関係

- ・町長が委員を委嘱する者について規定
- ・実際の委員として想定しているのは、町内に所在している各種団体からの推薦者、公募に応じた市民、自治について識見を有する市民等
- ・公募による委員が含まれることが原則であるが、仮に公募による委員が予定人数に満たなかった場合は、第3号の規定により町長が適当な者を委嘱することが可能。

### ○第3条、第4条関係

- ・委員会に会長、副会長を置くことや、議事運営（委員会開催には半数以上の委員の出席が必要なこと、過半数議決等）を規定
- ・必要があるときは、委員以外の者の出席を求め意見・説明を聴取すること、資料提出等の協力を要請できることを規定。

### ○第5条関係

- ・必要に応じて部会を設置できることを規定。

※当委員会委員への報酬支払いのため、非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（昭和31年美幌町条例第15号）もあわせて改正する。

なお、本件は美幌町自治推進委員会条例の附則により対応する。